



遺言書の書き替え

本ページで何度かご案内して参りました「遺言書」も、作成から何年か経過すると作成当時とは状況が変わることがあります。せっかく手間と費用（公正証書の場合）をかけて作っておいた遺言書が、役に立たない、あるいは、かえって揉め事を引き起こしてしまうようなことがあっては元も子もありません。

では一体どうしたら良いのでしょうか？

そのような場合、弊社では「遺言書の書き替え」をお勧めしております。今号では、どのような場合に遺言書の書き替えを行っておくのが望ましいのか、具体的に考えてみたいと思います。

受遺者について

まずは、受遺者を変更したい場合が挙げられます。直前の遺言書作成後に以下のような変化があった場合には、書き替えが必須です。

- ①受遺者を追加・削除したい
- ②親族関係に大きな変化があった
 - ・配偶者との離婚・再婚
 - ・養子縁組の解除
 - ・相続人の排除 等

相続財産の大きな変化について

例えば、当初バランスを考えて相続財産の配分を指定していたのに、事情により、資産が大きく減少してしまった、または債務が増大してしまった場合等も書き替えておいた方が安心です。

祭祀承継者・遺言執行者について

祭祀の承継者や遺言執行者について、何らかの事情で承継・就職できなくなる恐れのある場合には、書き替えが必要です。もっとも、当初から二次相続を想定し、または遺言執行者について必要な場合は代理人の選定が可能となるように、遺言書を作成していれば、書き替えの必要性は少なくなります。

遺言書のメンテナンス

遺言書は、将来の相続発生時に備えて作っておけば安心ですが、作りっ放しではなく定期的に、または節目ごとに確認し、見直すことも必要です。また、一度作った遺言書が以後永遠に有効というのではなく、法的要件を整えていれば、最後に作成した遺言書が有効となります。書き替え（メンテナンス）を行うことにより、より円満な相続対策が可能ですので、今一度読み返してみたいはいかがでしょうか。

（文責：行政書士 久保祐子）

社会保険の加入

最近、弊社の周辺では、年金事務所から「社会保険制度についてご存知ですか？」という電話がかかってきたり、「年金事務所から委託を受けた者ですが、社会保険に加入していますか？」と訪問を受けたりする社会保険未適用事業主の方が増えています。

近年の超高齢化社会の進行や、不況による雇用状況の悪化等により社会保険の給付額が増える一方で、保険料の納付率は低いまま、そこで、国は「とれるところから取る」という方針が変わると同時に、保険料未納付者の追及を始めたのではないのでしょうか。

強制適用事業所

ここでは事業所ごとに加入する社会保険（健康保険と厚生年金保険）についてご説明いたします。

下図のように、法人の事業所や、個人の事業所の一部については、強制適用事業所として法律で加入義務が定められています。

事業の種類	規模	業種	加入義務
法人の事業所	従業員有	全業種	有(強制)
	役員のみ		
個人の事業所	従業員5人以上	※法定 16 業種	有(強制)
		法定 16 業種以外	無(任意)
	従業員5人未満	全業種	無(任意)

※法定 16 業種とは

- ①製造・加工・修理または解体等の事業
- ②土木・建築等の事業
- ③鉱物の採掘・採取事業
- ④電気又は動力の発生・電動・供給事業
- ⑤貨物・旅客運送事業
- ⑥貨物積降事業
- ⑦焼却・清掃・とさつ事業
- ⑧物販・配給事業
- ⑨金融保険業
- ⑩物の保管・賃貸事業
- ⑪媒介斡旋業
- ⑫集金・案内・広告事業
- ⑬教育・研究・調査の事業
- ⑭疾病の治療・助産その他医療事業
- ⑮通信報道業
- ⑯社会福祉法に定める社会福祉事業及び更生保護事業法に定める更生保護事業

お尋ねが来たら

とはいえ、社会保険料は加入者本人だけでなく、事業所にも負担が生じるため、小規模事業所ではなかなかすぐに加入することが難しいかもしれません。

連絡を無視し続けたり、たまたま対応した従業員の方から未加入の事実を聞き出したりということが重なり、出頭通知を受けると、2年遡及して加入せざるを得ないこともありますので、ご注意いただき、ご不安がありましたら、弊社までご連絡ください。

（文責：社会保険労務士 久保祐子）